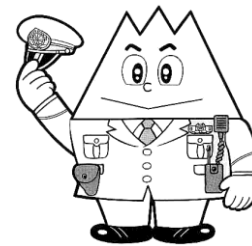


～平成18年6月1日施行～

== 放置違反金制度の流れ ==



警察官等及び  
駐車監視員

放置車両の確認・確認標章の取付け

新たに

これまでの

運転者未出頭

使用者責任の追及

運転者出頭

運転者の責任追及

弁明通知書の送

放置違反金  
仮納付

放置違反金仮納付が

文書により  
放置違反金納付命令  
納付命令書の送付(納入通知書同封)

違反金納付

放置違反金  
未納付

督促状発出

催促

滞納処分  
(差押)

使用制限命令

6カ月以内に一定回数以上の納付命令を受けた常習車両の場合、その車両を一定期間使

車検拒否

督促状を受けた時点から車検を受けられません。(納付すれば、OK)

運転者が反則金を納付しない場合

違反点数

駐停車禁止違反 3点  
駐車禁止違反

反則金納付



運転者?

車検証に記載された使用者

